

第18回目は、前回に引き続き、国民年金法の免除に関する内容を解説していきます。

免除に関しては、下記のように大きな括りが4つあり、今回は、②の申請免除の所得基準を確認していきます。

No.	条文	項目	内容
①	保険料免除期間	保険料免除期間 法5条2項	老齢基礎年金の支給要件としての保険料免除期間
②	法定免除・申請免除	法定免除、申請免除 法89条、90条	保険料の免除に関する要件
③	老齢基礎年金の額	年金額への割合 法27条	年金額に反映する割合
④	給付費の割合	給付費の割合 法85条	免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の国庫負担の割合

試験対策としては、

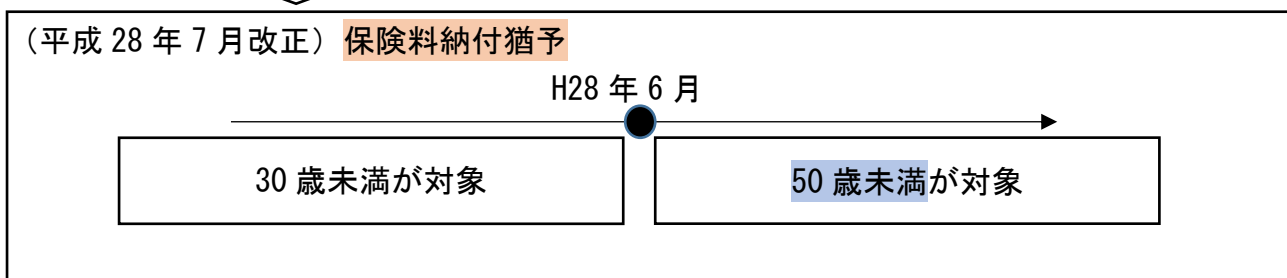
所得要件の判断基準である所得の金額（計算式含めて）及び  
所得対象者の範囲をしっかりと覚えることが必要です。

- 免除における所得基準⇒金額
- 所得の範囲⇒対象者

まずは全体像です。

所得要件に関しては、「申請免除」の際の基準になります。

保険料免除の種類		対象者	保険料の免除割合
法定	法定免除	障害者等	100%
申請 ▲	全額免除	底所得の一般	100%
	4分の3免除		75%
	半額免除		50%
	4分の1免除		25%
	学生納付特例	底所得の学生	100%
	保険料納付猶予	低所得	



申請免除に関する要件は、下記の4点になりますが、①の所得要件は、免除の種類により内容が異なります。

【申請免除の要件（学生、若年者含む）】

- ①前年の所得が扶養親族等の有無等に応じて政令で定める額以下であるとき
- ②被保険者又は被扶養者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助を受けるとき
- ③障害者又は寡婦で、前年の所得が125万円以下であるとき
- ④保険料を納付することが著しく困難である場合として震災、風水害等政令で定める事由があるとき

数字としては、40万円の差額

①の内容

保険料免除の種類		所得要件	所得の対象
法定	法定免除	所得要件なし	
申請	全額免除	35万円×（扶養親族の数+1）+22万円	本人 配偶者 世帯主
	4分の3免除	78万円+扶養親族等の数×38万円	
	半額免除	118万円+扶養親族等の数×38万円	
	4分の1免除	158万円+扶養親族等の数×38万円	
	学生納付特例	（半額免除と同じ） 118万円+扶養親族等の数×38万円	本人
	保険料納付猶予	（全額免除と同じ） 35万円×（扶養親族の数+1）+22万円	本人・配偶者

まず、所得の対象者から押さえていきます。

- 学生納付特例 ⇒ 学生本人の所得が対象…本人
- 保険料納付猶予 ⇒ 本人+配偶者
- 上記以外 ⇒ 本人+配偶者+世帯主

（覚え方）

学生の場合は、学生である本人。

次に保険料納付猶予は、本人に配偶者が対象者として追加。

それ以外は、さらに、世帯主が加わるという流れで覚えていきます。

次に、所得の計算式を含めて金額を覚えていきます。

(覚え方)

- 「全額免除」と「保険料納付猶予」の計算式は同じ
- 「半額免除」と「学生納付猶予」の計算式は同じ  
(「学生」は「半人前」と覚えます。)

単身の場合は、当然、

- 「全額免除」と「保険料納付猶予」⇒57万円
  - 「半額免除」と「学生納付猶予」⇒118万円
- になります。

全額免除であれば(単身の場合…扶養親族なし)

35万円×(扶養親族の数+1)+22万円

⇒35万×(0+1)+22万円=57万円

単身の場合(扶養親族等がない場合)の数字の押さえ方

申請免除の種類	単身の場合の所得要件
全額免除	57万円
4分の3免除	78万円
半額免除	118万円
4分の1免除	158万円
学生納付特例	118万円
保険料納付猶予	57万円

↪ +40万円  
↪ +40万円

同じように、4分の3免除の場合は、

78万円+扶養親族等の数×38万円

⇒78万円+(0×38万円)=78万円

ということで、扶養なし(単身)の場合は、上記の数字になります。

申請免除に関する過去問を確認します。

過去問 (H24年 3E)

【問題】

法第90条第1項に定めるいわゆる保険料の申請免除については、同一世帯における世帯主又は配偶者のいずれかが免除事由に該当しないときであっても、免除の対象となる。

【解答】 誤り

対象になります。

所得の対象者に関する内容です。

保険料の申請免除ということで、「学生納付特例」及び「保険料納付猶予」以外のことを聞いてきています。

- 学生納付特例 ⇒ 学生本人の所得が対象…本人
- 保険料納付猶予 ⇒ 本人＋配偶者
- 上記以外 ⇒ 本人＋配偶者＋世帯主

過去問 (H26年 6B)

【問題】

夫のみに所得がある夫婦（夫42歳、妻38歳であり、ともに第1号被保険者）と3人の子（13歳、10歳、5歳）の5人世帯において、夫の前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）が197万円以下であれば、申請により当該夫婦の保険料は全額免除される。なお、法定免除の事由には該当しないものとする。

【解答】 正解

保険料全額免除に関する内容です。

計算式⇒35万円×（扶養親族の数+1）+22万円

扶養は、妻と3人の子どもで合計4名

つまり、35万円×（4+1）+22万円=197万円

過去問 (H21年 7C)

【問題】

第1号被保険者の国民年金保険料に関して保険料の4分の3免除が受けられる所得基準は、扶養親族等がない者の場合、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得(1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得)が、118万円以下であるときである。

【解答】 誤り

「保険料の4分の3免除」であり、扶養親族なしという要件です。

計算式⇒78万円＋扶養親族等の数×38万円

78万円＋(0×38万円)＝78万円

設問では、118万円になっていますが、78万円が正解です。

過去問 (H26年 5C)

【問題】

単身者である第1号被保険者について、その前年の所得(1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。)が158万円以下であれば保険料の4分の1免除が受けられる。

【解答】 正解

要件は、単身で保険料4分の1免除

計算式⇒158万円＋扶養親族等の数×38万円

158万円＋(0×38万円)＝158万円

計算式に関しては、完全に覚えていないと正誤の判断はつきません。

完璧に覚えることが必要です。

第18回 (完)